

平成19年第1回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成19年1月26日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、堀江委員長職務代理委員、長沼委員、坂爪委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者
阿部教育次長、永井教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、須佐社会体育課長、羽賀図書館長、長谷川教育総務課長補佐、本多教育総務課総務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 前回会議録の承認
平成18年第15回教育委員会定例会会議録
 - (2) その他
 - ア 第1回三条市教育制度等検討委員会の開催について
 - イ 次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 前回会議録の承認
梨本委員長から平成18年第15回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
 - (2) その他
 - ・ 第1回三条市教育制度等検討委員会の開催について
——阿部教育次長、永井教育総務課長、駒澤学校教育課長が説明——
(梨本委員長)
いよいよ教育制度等検討委員会がスタートする運びとなった。ここまでのご苦勞に対して厚くお礼を申し上げたい。
説明をいただいた資料等で何か気づいた点があれば意見をいただきたい。この検討委員会の期間は概ね1年ということだが、期間の設定は検討委員会に任せるのか、それとも教育委員会の方で決めるのか。
(阿部教育次長)
会議の内容やどういう手順で進めていくのかは動き出してみないと読めない面がある。今申し上げているのは、事務局としては概ね1年計画で、中に1回県外視察等を入

れ、ある程度の方向性を出してもらえればと考えている。

(坂爪委員)

資料5-⑧について、この学校はこれだけクラスや人数が減少するということがわかる何か見やすい資料があればと思う。そうすれば学区編成などに容易に利用することができる。

(阿部教育次長)

次の5-⑨の資料は、指摘をいただいた5-⑧の資料データの中から平成18年度と24年度を取り出し、学級数と人数を学校別に比較した資料だが、言われることは学校毎にという意味か。

(坂爪委員)

資料5-⑦のグラフを見た時に、一目でどのように減っているのかが学校毎にわかる資料という意味で言った。

(梨本委員長)

グラフのように、一目でわかるものを作成することは可能かどうか。

(永井教育総務課長)

用意したものは数字ばかり並んでおり、もっと見やすいように工夫して作成したい。

第1回目の検討委員会には、提示をしたこの表で説明させていただきたい。

(坂爪委員)

了解した。

(長沼委員)

資料5総の「三条市の学校教育における現状と課題」に適正規模という言葉があるが、適正規模とは小・中学校で何クラス何人という決まりがあるのか。そして、適正規模に満たない場合は、複式学級とか、こうしなければならないという取り決めがあるのか。

(永井教育総務課長)

学校の適正規模は、12～18学級だ。1クラス40人学級とするならば、小学校では2クラスずつあれば12学級作れるので、12～18学級という形になる。

複式学級の問題は深刻な問題だが、実際に下田地域の荒沢小学校では複式学級が1つ誕生している。子どもの減少により1学年に2クラス普通学級が作れないと12学級未満の状態となり、それが少子化の傾向と相俟って年々増えてくる。近い将来、確実にそういうことが見込まれる状態だと思っている。

(長沼委員)

生徒数で複式学級になるということはないのか。例えば15人に満たない等、何人以下になるとクラスとして成立しないという数字はあるのか。

(駒澤学校教育課長)

普通学級と特別支援教室では数字が違う。標準法では40人学級と呼んでいるが県の措置で、普通学級は小学校の1、2年生では32人を基準にしている。特別支援教室は3～8人で1学級だ。

(松永教育長)

適正規模、適正学級という正式な名称はないし、これが適正規模の人数だという数字もない。ただ、学校教育法施行規則の中で、小学校、中学校は準じるが、12学級～18学級を標準とするという表現になっている。ただし、これはあくまでも標準なので、僻地山間あるいは離島のように物理的にその標準に至らない学校もたくさんある。ここまでは、適正規模でそれ以下は不適正だということではないので、理解賜りたい。

複式学級等については、1、2年生を合わせて24人以下ならば複式にするように定めている県もある。新潟県の場合は、引き続き2の学年の児童数の合計が16人以下の場合は、1学級編成とするとなっている。これは当県の学級編成及び教職員配当基準である。それで今年は荒沢小学校に複式学級が一つ出来ることとなった。

(駒澤学校教育課長)

1年生だけは特別で5人でも1学級として認める。それ以降は継続する2つの学年が16人以下、例えば2年生と3年生で16人を割った場合は複式で一緒にさせるということだ。

(梨本委員)

これからの教育にとって、検討委員会では、法律とは別に適正規模とは何かという問題が議論されなければならないと思う。

(堀江委員)

適正規模や学校施設の統廃合については、検討委員会において色々意見が出ると思う。教育内容の体系的編成も大変だ。

(松永教育長)

小・中学校の教員の意識改革をまずしなければならない。小・中で6年と3年を分離するのではなく小・中の9年間を見通した教育課程を編成する際は、小・中学校の先生は、それぞれ相互の学習指導要領を読まなければならない。そういう動きを全市的に一斉に動くか、あるいは中学校区単位で動くかは審議の方向によって考えていかなければならないと思っている。

(堀江委員)

新聞に国の教育再生会議の一次報告が出ているので、そういうものも検討委員にはよく見ていただき、勉強してもらわなければならない。

(松永教育長)

教育基本法が改正され、付随して教育振興基本計画が文部科学省で現在作成中である。教育再生会議が出した報告を受けた政府がどのような法律案を出してくるのか。学校教育法の改正に伴い、指導要領が変わってくる。また、地行法の改正に伴い教育委員会制度も変わってくる。

そういう動きを見据えながら、国が今どういう方向に向かっているのか常に視野に置きながらこの検討委員会を運営していかなければならない。その舵取りが大変だろうと思う。検討委員の皆さんも意識をしっかり持っていたかなければならないと考える。

(堀江委員)

そうしていただきたいと思う。教育内容については、是非国の動きをよく勉強していただきたい。

(梨本委員)

第1回目の教育制度等検討委員会への教育委員の出席について、事務局ではどう考えているのか。

(阿部教育次長)

第1回の会合については、教育委員長が教育委員を代表することで出席をお願いしたいと思っている。教育委員会定例会でそれぞれ検討委員会の開催状況の報告を行うとともに、次回開催のための検討委員会資料を原則教育委員会定例会の資料として承認していただく必要があると考えている。

(梨本委員)

教育基本方針検討委員会を立ち上げた時のことを思い出すが、私たちもオブザーバーでたまには出席した方がいいのではないかとということで、教育基本方針検討委員会の会合には時機を捉えて出席した。この度の教育制度等検討委員会は、大変重要な会であり、期待もしている。教育委員全員が出席して感謝の意を表するというか、発言せずとも最初と最後くらいは出席した方が良いと思うがどうか。

(松永教育長)

梨本委員長の名前で検討委員会に検討依頼事項を出すこととなる。それは三条市の教育の中・長期的な教育ビジョンを教育委員会が示す基準、判断をもらうために検討委員会に依頼している。教育委員はこれからビジョンを出さなければならない。合併した三条市、あるいは新しい教育の改革を実施していく中で教育委員会として基準を示さなければならないことから、検討して欲しいという立場にあるのが教育委員会だ。

検討委員会から検討結果の報告を受けた後、教育委員会は学校側にどうおろすか、学校をどう支援していけばいいかという次の手だてを、例えば学校建設もそうだが、そういうことをきちんとやっていくのは教育委員会のこの5人の委員の職務と考えている。

委員長が今話されたように、今回検討委員会に出席し、検討委員会がどのような動きになるのかということを押さえておこうということも私を含めて教育委員には大事なことと捉えている。

(梨本委員長)

私も、教育長が言われた通りの気持ちだ。委員会のある度に行っては、任せた以上は余計なことは話してはいけないと思う。しかし礼を尽くすという意味で、感謝を申し上げることは大事ではないかという気がするので最初と最後くらいはという気持ちだ。

(松永教育長)

市長にあっては、三条市としてこれからの教育のあり方を十分検討し、真剣に考えていかなければならないということで、第1回目の会合には、市長自ら挨拶をするということ言われている。市長の挨拶の後に教育委員長から検討委員会に対して検討依頼事項についてお願いをしてもらえれば、三条市の教育委員会は委員全員出席のもと検討委

員会に対して真剣に臨んでいるという気持ちの一端を示すことができると思うので、全員出席とされてはどうか。

(梨本委員長)

では、全員出席することでお願ひする。31日はよろしくお願ひしたい。

—— 全員承認と決定 ——

次回教育委員会定例会の開催日時について、永井教育総務課長から諮り次のとおり決定する。

日 時 平成19年2月21日(水) 午前10時

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成19年1月26日 午後2時30分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。